

令和3年4月28日

第10回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和3年4月28日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第10回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。

2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	村井貞治
〃	2番	中岡博晃
〃	3番	片山裕
〃	4番	野呂栄二
〃	5番	村尾哲郎
〃	6番	土居義和
〃	7番	川合一
〃	8番	井川和彦
〃	9番	落雅美
〃	10番	石岡渡
〃	11番	有田均
〃	12番	曾我貴彦
〃	13番	山本秀弘
〃	14番	金子秋雄
〃	15番	坂本政隆
〃	16番	細山正己

3. 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局 局長	濱川龍一
	事務局次長兼農地係長	森谷満
	庶務係主任	松原厚子

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 余市町農業振興協議会委員の推薦について

- (開会宣言の時刻午後1時30分)
- 議長 定刻になりましたので、ただ今から第10回余市町農業委員会総会を開会いたします。
- ただ今の出席委員は、16名、全員であります。
- よって、過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第10条の規定により総会は成立いたしました。
- 本総会の傍聴について、ご報告いたします。
- 本会会議規則第30条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を10名に制限することをご報告いたします。
- 本総会に付議する案件は、報告1件、議案5件であります。
- それでは、日程に入らせていただきます。
- はじめに、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。
- 一同 議長指名
- 議長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。
- 2番・中岡委員、9番・落委員のご両名にお願い申し上げます。
- それでは、案件の審議に入ります。
- 報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免についてを議題に供します。
- 番外から内容説明をいたさせます。
- 森谷次長 議長、番外
- 議長 はい、番外
- 森谷次長 ただ今、上程されました、報告第1号につきまして朗読説明させていただきます。
- 報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免について。
- 令和3年4月1日付余市町人事異動に伴い、余市町農業委員会事務局職員を次のとおり、任免発令したので報告する。
- 令和3年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。
- 記、職氏名、事務局長、水野貴司、農業委員会発令事項、余市町へ出向を命ずる。濱川龍一、余市町農業委員会事務局職員に任命する。事務局長を命ずる。兼ねて庶務係長を命ずる。兼ねて振興係長を命ずる。松原厚子、再任用の任期を令和4年3月31日まで更新する。庶務係主任を任命する。
- 以上でございます。
- 議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、質問等がございましたら承ります。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、報告第1号につきましては、報告のとおり承認いたします。

次に、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

森谷次長 議長、番外

議 長 はい、番外

森谷次長 ただ今、上程されました、議案第1号の5件の申請につきましては、いずれも、余市町が、『道の駅』建設計画を事業化するに当たり、候補地の農地転用を申請する前段の調査として、文化財保護法に基づき、町が実施主体となり、埋蔵文化財の試掘を行うために、農地の一時転用申請を行うものでございます。

申請5件につきましては、関連がございますので、一括して提案説明させていただきます。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和3年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

申請番号1番、申請人住所・氏名、貸主、■■■■■町■■丁目■■番地■■、■■■■■、借主、■■■■■町■■番地、■■■■■ ■■■■■、土地の表示、■■町■■■番■、公簿現況とも畑、面積■■■m²、外■筆、合計、■筆、■■■m²、事業内容につきましては、埋蔵文化財試掘調査のためでございます。

工事計画年月日につきましては、許可後から令和3年6月30日でございます。

農地法に基づく許可基準につきましては、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)の規定に該当するでございます。

6ページをお開き願います。

申請地は、■道■■■■■■線沿線の色塗り部分の土地でございます。

農地法第5条調査書につきましては、7ページから8ページに記載しております。

続きまして、申請番号2番、申請人住所・氏名、貸主、■■■■■町■■丁目■■番地■■、■■■■■、借主、■■■■■町■■番地、■■■■■ ■■■■■、土地の表示、■■町■■■番■、公簿現況とも畑、面積■■■■■m²、事業内容につきましては、同じく埋蔵文化財試掘調査のためでございます。

工事計画年月日につきましても、同じく許可後から令和3年6月30日

でございます。

農地法に基づく許可基準につきましては、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)の規定に該当するでございます。

申請地につきましては、9ページに、農地法第5条調査書につきましては、10ページから11ページに記載してございます。

5ページをお開き願います。

続きまして、申請番号3番、申請人住所・氏名、貸主、■■■■■町■■
■丁目■■番地■■、■■■■■、借主、同じく、■■■■■ ■■■■■、土地の
表示、■■町■■■番、公簿、田、現況、畑、面積■■■■■m²、外■筆、
合計、■筆、■■■■■m²、事業内容につきましては、同じく埋蔵文化
財試掘調査のためでございます。

工事計画年月日につきましては、同じく許可後から令和3年6月30日
でございます。

農地法に基づく許可基準につきましては、運用通知第2の1の(1)の
イの(イ)の規定に該当するでございます。

申請地につきましては12ページに、農地法第5条調査書につきましては
は、13ページから14ページに記載しております。

続きまして、申請番号4番、申請人住所・氏名、貸主、■■■■■町■■
■丁目■■番地■■、■■■■■、借主、同じく、■■■■■ ■■■■■、土地
の表示、■■町■■■番■、公簿、現況とも畑、面積■■■■■m²、外■
筆、合計、■筆、■■■■■m²、事業内容につきましては、同じく埋蔵文
化財試掘調査のためでございます。

工事計画年月日につきましても、同じく許可後から令和3年6月30日
でございます。

農地法に基づく許可基準につきましては、運用通知第2の1の(1)の
エの(イ)の規定に該当するでございます。

申請地につきましては15ページに、農地法第5条調査書につきましては
は、16ページから17ページに記載しております。

続きまして、申請番号5番、申請人住所・氏名、貸主、■■■■■町■■
■丁目■■番地■■、■■■■■、借主、同じく、■■■■■ ■■■■■、土地
の表示、■■町■■■番■、公簿、現況とも畑、面積■■■■■m²、外■
筆、合計、■筆、■■■■■m²、事業内容につきましても、同じく埋蔵文
化財試掘調査のためでございます。

工事計画年月日につきましても、同じく許可後から令和3年6月30日
でございます。

農地法に基づく許可基準につきましては、運用通知第2の1の(1)の
エの(イ)の規定に該当するでございます。

申請地につきましては18ページに、農地法第5条調査書につきましては
は、19ページから20ページに記載してございます。

補足説明といたしまして、本案件5件の一時転用合計面積が30a以上
のため、平成28年3月8日第80回北海道農業会議総会での申し合わせ
により、意見聴取が必要となり、北海道農業会議常設委員会が来月5月2

0日に開催され、許可相当の場合は、北海道農業会議会長専決に基づき、許可書を交付いたしたいと考えております。

また、机上配布してございます資料につきましては、『文化財保護法第99条に基づく試掘調査』申請地です。申請農地部分は緑色に、非農地は茶色で表示しております。

なお、道の駅建設に係る事業用地は、現在、非公表なため、総会後は持ち帰らず、机上に置いていかれますようお願いいたします。

以上、5件の申請につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。申請番号1番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

5 番 はい、議長

議 長 はい、5番

5 番 これはどの程度の規模の試掘になるのでしょうか。短い期間のようですが、どのような内容でしょうか。

以前、■■■の時は本当の内容での試掘でしたが、今回の件はどの程度のものか、わずか2か月位であれば大規模ではないと考えられますが、どうなのでしょう。

森谷次長 議長、番外

議 長 はい、番外

森谷次長 村尾委員のご質問に対しご説明申し上げます。今回の試掘調査に関しましては、先程、補足説明で申し上げましたとおり、北海道農業会議にかかった上で、許可された場合、農業委員会の許可を出すことになります。

許可を出す時期としましては5月20日以降となりますので、期間としては6月末までの期間、1か月強となります。

調査につきましては約20m間隔で行いまして、一か所につき、1mの深さ、1mの高さ、1mの幅で行う調査であると伺っています。

5 番 はい、議長

議 長 はい、5番

5 番 文科省が試掘するのですか、20m間隔で。

森谷次長 議長、番外

議 長 はい、番外

森谷次長 試掘調査につきましては計画図面で示されておりますが、概ね50か所程度と想定されております。

5 番 はい、議長

議 長 はい、5番

5 番 どのような方法で、例えば、ユンボで行うのか、それとも人力で先程の説明の試掘をするのですか。

森谷次長 議長、番外

議 長 はい、番外

森谷次長 内容につきましては、人件費のみを予算計上していることから、人の手で行うものと伺っております。

10 番 はい、議長

議 長 はい、10番

10 番 5件合わせて3町5反にもなるのですが、実際のところ、道の駅を造る際、3町5反もの面積が必要になるのか疑問なのですが、そのへんはいかがでしょうか。

5 番 先程の件に引き続きなのですが、駐車場の用地、建物の用地等の面積がどのくらいの予定になっているのか内容の説明をしてください。

森谷次長 議長、番外

議 長 はい、番外

森谷次長 今回の申請の試掘調査につきましては道の駅の移転の候補地として、まず調査を行うものであります。

道の駅がどのくらいの面積になるのか、駐車場のスペースやそれ以外の建物がどの程度の大きさになるのか、今の段階では余市町としては考えられていない段階でございます、農業委員会としては、まだ答えられる状況にはございませんので、ご理解をお願いします。

5 番 はい、議長

議長 はい、5番

5番 議会の方では審議しておりませんか。

議長 4番、野呂委員、議会の方では何か聞いていませんか。

4番 議会のほうには、きておりません。

5番 はい、議長

議長 はい、5番

5番 そのような事業内容も定かでないものに、農業会議も賛否について審議しているのは理屈にあわないのではないですか。雲をつかむような話に、取り合えず、農業会議に許可申請を提出するのはおかしいのではないですか。最低限の事業規模の構想があるから、1万坪が必要になるとの話が出てくるのではないですか。合理性について何の根拠もなく要求するのですか。

森谷次長 議長、番外

議長 はい、番外

森谷次長 余市町から提出されております事業計画書の中で事業の概要という記載がございまして、この部分について朗読させていただきます。

道の駅は既存地での改修、改装は困難であるとの認識のもと、移転再編に向けた検討を進めており、平成30年12月に開通した北海道横断自動車道、黒松内釧路線と一般国道5号、倶知安、余市道路等を結ぶ余市インターチェンジ付近の地域有益性が高く、また、効果的かつ効率的な施設整備、及び運営ノウハウが不可欠であることから、事業の計画策定段階から民間事業者の提案を受けることのできる民間提案制度を活用すべく、候補地の選定を行っている。整備によって地域コミュニティの活性化による住民資質の向上が図られる他、地域内外の物的、人的両面による交流による停滞する本町経済の起爆剤になることが期待される。

本事業により候補地内の事前試掘調査を行い、今後の事業化に資するものであるということで、まず、前段として試掘調査を行ったうえで内容を詰めていきたい、ということをご理解願います。

以上でございます。

5番 はい、議長

議 長 はい、5番

5 番 雲をつかむ様な話で納得できません。全く、合理性がない。なぜ、3町5反も必要なのかということについては、合理性も全くない中で下駄を預けるというのであれば仕方がないが全く納得いかない。
この事業を統括している担当課はどこなのですか。

森谷次長 商工観光課です。

5 番 商工課長から聞いてください。どういう理由内容か。

森谷次長 そこらあたりは全く白紙だと聞いています。選定地としてこの場所、この広さでやりたいというものは決まっているようなのですけれども、具体的な内容については、民間の活力を使ってやるのか、どういう建物を造るのか等、具体的な内容については一切決まっていないということでお聞きしております。

5 番 はい、議長

議 長 はい、5番

5 番 私はそういうことでは、わかりましたという訳にはいかない、納得できない。
農地の転用をそういう形で認めるということはいかがかと思う、そういう結論です。

森谷次長 議長、番外

議 長 はい、番外

森谷次長 繰り返しのになってしまいますが、あくまで予定なのですが令和7年、8年頃ということで予定されているようで、それに向けて土地の事前試掘調査を行うということで、ご理解をいただきたいと思います。

議 長 村尾委員、今の説明でご理解いただけたでしょうか。
より具体的な内容説明が必要になりますか。

5 番 何度もくどいようですが、駐車場の面積がどのくらいで、建物がどのくらいにしますよというくらいの概算の数値も出さないで、農地の転用を認めるというのは、おかしいのではないですか。
事業規模も全くわからないというのでしょうか、皆さんの説明によれば。

1 2 番 質問があります。

議 長 はい、1 2 番

1 2 番 聞きたいのは、この調査で非常にお金がかかることが分かれば、中止になる場合もありえる計画と考えていいでしょうか。

議 長 中止になることも考えられるか、ということですね。

1 2 番 白紙になるかもしれないしという段階であればそんなに煮詰めた話し合いは、これが確実に、農地が転用になって、将来広がるというのであればわかるのですが、まだ調査という段階で中止になる可能性も大いにありえるということなのではないでしょうか。

森谷次長 議長、番外

議 長 はい、番外

森谷次長 私の説明不足の部分があったかもしれませんが、今回は候補地として試掘調査をして、一時転用をして、今、曾我委員のおっしゃったとおり、もし、埋蔵文化財が出土した場合など、候補地で事業ができない場合も大いにあると思います。

議 長 あくまで、これは一時転用ということで、規模の程も半分になるかも分からないし、事業も手を挙げる人も少ないかもしれないため、規模も分からない計画の中での試掘調査のため、期限限定ということによろしいですか。

とりあえず最大限の用地を予定して、それから縮小になることも考えられるということによろしいでしょうか。

5 番 はい、議長

議 長 はい、5 番

5 番 それでは、最大限とは何に対して最大限なのですか。対象になる物体が無ければ、最大か最小が判らないのではないのでしょうか。何に対して最大ですか。

森谷次長 はい、議長

議 長 はい、番外

森谷次長 余市町のほうで事業内容が、今回、何も決まっていないうちで、余市町の候補地として、申請農地と農地以外を含めまして試掘調査を行うということで、今のところ、これ以上でもこれ以下でもないと考えております。今、村尾委員のおっしゃっているとおり、事業内容は全く定まっておられませんので、まずは此処でやりたいという中での試掘調査に係る一時転用ということで、ご理解くださいますようお願いいたします。

議長 今の説明でご理解いただけただけでしょうか。
石岡委員どうでしょうか。

10番 あえて、指名を受けましたので、では、先程から村尾委員も言っておりますが、基礎となる数字というものが全く無いなかで3町5反もの面積ということなのですけど、実際にそれだけ道の駅に必要なのかといたら、そうではないと私は思うのですが、そういったなかで3町5反も試掘するのは、どうも納得いかないのですが。

濱川局長 議長、番外

議長 はい、番外

濱川局長 石岡委員のご質問でございますが、基礎となる数字がないのではないかとのことですが、ただ今、私どもが聞いております道の駅の全体図といったことでは基礎となる数字は、私ども承っているものではございません。
そうした中で候補地の一つとして、試掘調査をするということでございます。調査をする中ではやはり具体的な土地の中での調査ということになりますので、例えば、道路から500m程入ったところに、もしかしたら文化財といったものがあるかもしれませんし、そういったことでは、具体的な面積の中で調査を行い、結果をもって、もし、この場所で道の駅が開設されるとなると、転用の面積といったことも調査次第では変更になることも考えられますので、この度は一時転用となりますので何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

議長 一時転用ということでご理解願いたいということでございます。

5番 はい、議長

議長 はい、5番

5番 いづれにしても1万坪の土地が妥当性があるかないかについて、漠然たる考えもなく、ただ、50ヶ所試掘しますよという、それでは納得できないではないですか。
どうして1万坪も試掘しなくてはいけないのですか、3千坪もやれば、

1町もやれば、それが良くなかったら、また次に移るというならわかるけど、1万坪も最終的に使う必要が全くないものをどうして試掘なんてするのですか。

濱川局長 議長、番外

議長 はい、番外

濱川局長 5番村尾委員の再度のご質問でございますが、それほど面積は必要ないのではないかとということでございますけれど、繰り返しになりますが、ただ今、道の駅をここに建てることは決定していることではございません。今回、5条転用ということで面積を示させていただいていますが、このうちのどれほどの面積が、実際、仮にこの場所に道の駅ができる計画を立てていくなれば、その段階で、やはり、今回の調査を基に計画が作られていく基礎資料になるのではないかとということで、今回この面積を町より申請しているということで、ご理解願います。

議長 村尾委員、ご理解いただけただけでしょうか。

5番 先程から繰り返していますが私としての結論は出ています。

議長 本来であれば今まで全員一致ということでありましたが、今回は、採決を取るということでいかがでしょうか。

12番 はい、議長

議長 はい、12番

12番 私から意見なのですが、反対意見ばかりのようですが、私としてはどちらかと言えば賛成意見です。

ここの農地をみても、これからどんどんと、農業委員会としては農地としては認めないというかもしれませんが、今、農業をしてない土地も半分とは言いませんが三分の一くらいある、現実、このまま荒れ放題になるのはいいことなのか、道の駅だけでなく、企業の誘致ということを町としては考えているのではないかと考えています。

例えば、イオンが来て、道の駅とショッピングモールを並行してやる、多分、町としてはそれが可能であればしたい、でも企業を誘致したいのだが、文化財が出てくるとなれば、やはり企業にもこの場所がいい場所ですと、町としてアピールすることは不可能ですし、例えば、この場所にバスターミナルを作りましょうと、北海道バスがここにバスターミナルの拠点を作りましょう、その横に道の駅を作りましょうということも、誘致するにしても町としてこの場所が適している場所なのか、埋蔵文化財につい

ては大丈夫な場所なのかということをしかりと審査してから、町としても動かなければならないのではないのでしょうか。

今のこの段階で、駄目と言ってしまえば、たぶん何も進まないと思いますし、これから活用場所としてどう生かすか、実際にインターが近いのに、近い場所で、農業委員会として何もしないとどんどん荒れていく場所なので、私としては転用を含め、町が発展するなら前向きに考えていくのはいいのではないかと考えています。

議 長 今の曾我委員のような意見もあります。

5 番 そのように含まれていないものにまで、こちらで付度するのは許されないことだ。

この中に書いてあることについてのみ、判断材料にして是非を判断すべき。

1 1 番 はい、議長

議 長 はい、1 1 番

1 1 番 この案件について、今日の総会が最後の時間ですか、農業会議に提出するための期限のスケジュールはどうなっていますか。

森谷次長 議長、番外

議 長 はい、番外

森谷次長 1 1 番有田委員のご質問にお答えいたします。本申請につきましては一時転用の許可期間としまして令和3年6月30日までとなっておりますので、この許可に対しまして、農業委員会として決定を下すためには本日、決定する必要がございます。

5 番 はい、議長

議 長 はい、5 番

5 番 先程、5月20日が道の農業会議と言いませんでしたか。ですから5月20日が期限です。

4月30日、本日が最終期限ですと答えればいいのではないですか。

議 長 今日が最終日ということですか。

5 番 採決しないのですか。

各々、意見はあるのですから、最終的には採決すればよいのではないのでしょうか。

議長 申請番号1番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(異議ありの声あり)

それでは、申請番号1番について、ご異議ございましたので、起立によって、採決いたします。

本案を申請のとおり決定することに賛成の委員の方の起立を求めます。

(賛成委員起立)

起立多数であり、よって申請番号1番につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

続きまして、申請番号2番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(異議ありの声あり)

それでは、申請番号2番について、ご異議ございましたので、起立によって、採決いたします。

本案を申請のとおり決定することに賛成の委員の方の起立を求めます。

(賛成委員起立)

起立多数であり、よって申請番号2番につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

続きまして、申請番号3番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(異議ありの声あり)

それでは、申請番号3番について、ご異議ございましたので、起立によって、採決いたします。

本案を申請のとおり決定することに賛成の委員の方の起立を求めます。

(賛成委員起立)

起立多数であり、よって申請番号3番につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

続きまして、申請番号4番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

か。

(異議ありの声あり)

それでは、申請番号4番について、ご異議ございましたので、起立によって、採決いたします。

本案を申請のとおり決定することに賛成の委員の方の起立を求めます。

(賛成委員起立)

起立多数であり、よって申請番号4番につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

続きまして、申請番号5番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(異議ありの声あり)

それでは、申請番号5番について、ご異議ございましたので、起立によって、採決いたします。

本案を申請のとおり決定することに賛成の委員の方の起立を求めます。

(賛成委員起立)

起立多数であり、よって申請番号5番につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩中に農用地利用集積推進会議開催)

(休憩時間 午後2時15分～午後2時30分)

議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを一括提案し、議題に供します。番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 議長、番外

議長 はい、番外

濱川局長　　ただ今、上程されました、議案第2号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、余市町長より決定を求められた別紙農用地利用集積計画について、審議採決願いたい。

令和3年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

22ページをお開き願います。

こちらのページが農用地利用集積計画書でございます。

1. 各筆明細、所有権を移転する者、住所、■■■■■■■■■■町■■■■番地、氏名、■■■■、所有権の移転を受ける者、住所、■■■■■■市■■■■■■■■■■番地、氏名、■■■■。

所有権を移転する土地につきましては、■■■■■■■■■■町■■■■番1、地目、登記簿、現況とも畑、面積■■■■■■■■m²となっております。

所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、令和3年4月28日、対価■■■■万円を対価の支払期限、令和■■年■■月■■日までに指定口座に振込むという内容でございます。

23ページをお開き願います。

2、共通事項でございます。

24ページをお開き願います。

3、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。

25ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成に係る農業経営基盤強化促進法第18条第3項確認書でございます。

26ページをお開き願います。

申出地は、■■道■■■■■■■■線から東側に300m程入った色塗り部分の土地でございます。

27ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成に係る農業経営基盤強化促進法第18条第3項確認書でございます。

続きまして、一括上程されました議案第3号につきまして朗読・説明させていただきます。

28ページをお開き願います。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、余市町長より決定を求められた別紙農用地利用集積計画について、審議採決願いたい。

令和3年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

29ページをお開き願います。

こちらのページが農用地利用集積計画書（所有権移転）でございます。

1. 各筆明細、所有権を移転する者、住所、■■■■■■■■■■■■■■丁

目■番■号、氏名、■■■■。

所有権の移転を受ける者、住所、■■■■■■■■丁目■■番地■■、氏名、■■■■。

所有権を移転する土地は、■■■■■■■■町■■番■、地目、登記簿、現況とも畑、面積■■■■■㎡、外■筆、計■筆、■■■■■㎡。

所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、令和3年4月28日、対価■■■万円を対価の支払期限、令和■年■月■■日までに指定口座に振込むという内容でございます。

30ページをお開き願います。

2、共通事項でございます。

31ページをお開き願います。

3、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。

32ページをお開き願います。

農用地利用集積計画書でございます。

33ページをお開き願います。

申出地は、■道■■■■■■線沿いの色塗り部分の土地となっております。

34ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成に係る農業経営基盤強化促進法第18条第3項確認書でございます。

続きまして、一括上程されました議案第4号につきまして朗読説明させていただきます。

35ページをお開き願います。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、余市町長より決定を求められた別紙農用地利用集積計画について、審議採決願いたい。

令和3年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

36ページをお開き願います。

こちらのページが農用地利用集積計画書（所有権移転）でございます。

1. 各筆明細、所有権を移転する者、住所、■■■■■■丁目■■番■■号、氏名、■■■。

所有権の移転を受ける者、住所、■■■■■■■■町■■番地■、■■■■■■■■■■■■■■■■。

所有権を移転する土地は、■■■■■■■■町■■番■、地目、登記簿、現況とも畑、面積■■■■■㎡、外■筆、合計■筆、面積計■■■■■㎡。

所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、令和3年4月28日、対価■■■■万円を対価の支払期限、令和■年■月■■日までに指定口座に振込むという内容でございます。

37ページをお開き願います。

2、共通事項でございます。

38ページをお開き願います。

3、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。

39ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成に係る協議経過報告書でございます。

40ページをお開き願います。

申出地は、■道■■■■線から■■■を渡った色塗り部分の土地でございます。

41ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成に係る農業経営基盤強化促進法第18条第3項確認書でございます。

以上3件の申出でございます。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当する必要があるとあり、当該申し出により作成された計画内容は、要件を満たしているものと考えます。

各委員におかれましては、議案第2号ないし議案第4号につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第2号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号につきましては、提案のとおり可と決定いたします。
続きまして、議案第3号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号につきましては、提案のとおり可と決定いたします。
続きまして、議案第4号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号につきましては、提案のとおり可と決定いたします。

次に、議案第5号 余市町農業振興協議会委員の推薦についてを議題に供します。番外から内容説明をいたさせます。

森谷次長 議長、番外

議 長 はい、番外

森谷次長 ただ今上程されました、議案第5号につきまして朗読説明させていただ

きます。

議案第5号 余市町農業振興協議会委員の推薦について。

このことについて、令和3年4月5日付余経農号をもって、余市町長より下記のとおり推薦依頼があったので本会に付議する。

令和3年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

記といたしまして、1. 推薦依頼書、別紙のとおり。

2. 推薦委員数、2名。

3. 委嘱期間、令和3年5月1日から令和5年4月30日となっております。

43ページをお開き願います。

こちらのページが町長からの余市町農業振興協議会委員の推薦依頼でございます。

現在は農業委員会からの推薦で、細山会長と井川委員が委嘱されております。

令和3年5月1日からの2年間の委員の推薦につきまして、審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今事務局からの内容説明が終わりましたので、推薦の方法についてお諮り致します。

2 番 議長一任

議 長 ただ今、中岡委員から議長一任とありましたので私の方から指名させていただきます。

余市町農業振興協議会委員につきましては、前回と同様に私と井川委員を推薦することをご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、余市町農業振興協議会委員には、私と井川委員を推薦することと決定いたします。

以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、これをもちまして第10回総会を閉会いたします。

(閉会宣言の時刻 午後2時43分)

(本会議所要時間 58分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

余市町農業委員会 会長

余市町農業委員 2番

余市町農業委員 9番